

C1-2024-

# 行政

## 専門（記述式）試験問題

### 注意事項

1. 問題は政治学、行政学、国際関係（2題）、思想・哲学（2題）、歴史学（2題）、文学・芸術（2題）、公共政策（2題）、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、国際法、経済理論、財政学、経済政策の**17科目（22題、49ページ）**あります。このうち**任意の2題**を選んで解答してください。
2. 解答時間は**3時間**です。
3. 答案用紙の記入について
  - (ア) 答案は濃くはっきり書き、書き損じた場合は、解答の内容がはっきり分かるように訂正してください。
  - (イ) 問題**1題に1枚**（両面）を使用してください。
  - (ウ) 表側の各欄にそれぞれ必要事項を記入してください。  
問題番号欄には、解答した問題の別（**政治学、行政学、国際関係A、国際関係B、思想・哲学A、思想・哲学B、歴史学A、歴史学B、文学・芸術A、文学・芸術B、公共政策A、公共政策B、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、国際法、経済理論、財政学、経済政策**）を記入してください。
  - (エ) 試験の公正を害するおそれがありますので、答案用紙の切取線より下の部分に氏名その他解答と関係のない事項を記載しないでください。
4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏名
	行政		

指示があるまで中を開いてはいけません。

非民主主義国家を指す名称にはどのようなものがあるだろうか。全体主義、独裁、専制、あるいは王制といった名称が思い浮かぶかもしれない。ナチス・ドイツやスターリン体制下のソ連を総称して全体主義と呼ぶこともあるが、非民主主義国家の全てがこうした極端な形態をとるわけではない。現実には存在する様々な非民主主義体制をより包括的に捉えるために今日しばしば用いられるのは、権威主義という概念である。権威主義の定義は必ずしも定まっていないが、フランツは、「権威主義体制と民主主義体制とを分ける際立った要因は、政府が自由で公正な選挙で選ばれるか否かである」としている（エリカ・フランツ『権威主義』）。

冷戦の終結後、1990年代には、旧共産圏の多くの国が民主化の道を歩むかに見えた。2011年にチュニジアにおいて独裁政権が打倒されたことに端を発し、エジプトなど中東・北アフリカ諸国においても民主化の波が広がった。しかし、現在、こうした諸国の中には、再び権威主義的傾向を強めつつある事例も少なくない。

現代においては、権威主義体制と民主主義体制のいわば中間に位置するかに見える形態も存在する。部分的には民主的な制度を備えながら、あるいは民主的であるという外観を示しながら、実質的には独裁政治が行われている事例などがそれである。こうした体制を競争(競合)的権威主義や選挙権威主義といった名称で呼ぶこともある。

権威主義体制とはいかなるものかを深く理解することは、民主主義体制がいかなる条件によって維持されているかを確認することにもつながると言えよう。

以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 20世紀以降の権威主義体制の国の中から二つを選び、それらの特徴を示すことで、権威主義体制と民主主義体制とを分かつ制度的要件にはいかなるものがあるか論じなさい。
- (2) ある体制が民主主義的要素を後退させ、権威主義的傾向を強めることになるきっかけや要因として考えられるものについて、具体例を挙げつつ論じなさい。

## 行政学

政策の立案・実施を含む行政活動は、国民から徴収した税をはじめとする財源に支えられている。そのため、政府が立案・実施した政策や各種行政活動が、その原資となる財源に見合う結果や成果をもたらしたのかを自ら点検し、評価することは、政府が国民に対する説明責任を果たす上で極めて重要である。このような政策・行政の成果等を点検・評価する活動は、我が国を含む各国において幅広く展開されている。

以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 政策・行政の成果等を点検・評価するに際して、そのよって立つ基準については、様々なものが考えられる。先進諸国では、特に 1980 年代以降、政策・行政の成果等を点検・評価する上で重視されるようになった基準が複数存在することが指摘されている。これらの基準の内容について、それらが重視されるに至った背景や行政学における理論の動向に言及しながら、説明しなさい。
- (2) 我が国には、国と地方公共団体の双方において、政策・行政の成果等を点検・評価するための制度が存在する。このうち、国で実施されている複数の具体的な制度の中から任意の二つを取り上げ、それらを比較しながら、各々の特徴と課題について論じなさい。

## 国際関係 A

21 世紀を迎えた国際関係においても様々な脅威が存在し、「安全保障」に関しては、それに関わる課題として様々な研究が行われるとともに、この概念も変容してきた歴史がある。

そこで、①20 世紀の二つの世界大戦を経て、「戦争の違法化」との関係で整備されてきた「安全保障」概念、並びに②冷戦終結以降の歴史文脈における脅威認識の変容に伴って現れた「安全保障」概念に関して、それぞれの概念の内容について説明した上で、①の概念についてはその運用の変容や課題を、②の概念についてはこれに対する評価や課題を論じなさい。

## 国際関係 B

次の英文は、戦後アジア・太平洋の国際関係を専門とする研究者による著作の一部である（一部省略又は変更している箇所がある。）。

この英文の論点について、本文中で使用される用語を用いながら説明しなさい。その上で、冷戦期のアジア・太平洋における日米中関係の史的展開について、その基本構図と変容に言及しつつ、論じなさい。

著作権の関係のため、掲載できません。

著作権の関係のため、掲載できません。

## 思想・哲学A

ある命題（言明）が「真」とされる場合、それがなぜ「真」と言えるのか、そもそも命題（言明）が「真である」とはどういうことか、は重要な哲学の問いである。これに関する以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 一般に「真」とされている命題（言明）の例を三つ挙げ、それぞれが「真」とされる根拠を述べなさい。その際、できるだけ種類が異なると思われる例を選び、関連する哲学の議論にも触れなさい。なお、特定の哲学者の名前を挙げる必要はない。
- (2) 上記(1)の解答を踏まえつつ、そもそも命題（言明）が「真である」とはどういうことか、あなたの考えを述べなさい。

思想・哲学B

次の文章は、20 世紀後半に哲学者ジョン=ロールズが著し、学界の内外に大きな影響を与えた作品の日本語訳である。次の文章を読んで、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

著作権の関係のため、掲載できません。

- (1) 上記文章の内容を要約しなさい。
- (2) 上記文章の主題に関してロールズが提示した原理はよく知られている。その原理を簡潔に説明しなさい。
- (3) 上記文章に記されたロールズの見解についてあなたはどうか考えるか。現代社会の現実的問題にも関連させつつ論じなさい。

## 歴史学A

歴史に対する向き合い方は、様々なものが考えられる。高等学校の世界史教育に携わっている小川幸司は、近刊の著書『世界史とは何か』（2023年）において、歴史研究を含む人々の「歴史実践」には、次のA～Fの六層構造があるという見解を述べている。

著作権の関係のため、掲載できません。

以上を踏まえ、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 歴史上の事象を任意に選び、A及びBの観点に基づきながら具体的に説明しなさい。
- (2) 上記(1)で取り上げた歴史上の事象について、(1)の解答を前提とした上で、D、E、Fの観点にも留意しつつ、主としてCの観点から論じなさい。

## 歴史学B

16 世紀前半、国内において銀需要が高まった中国には、近隣の地域から銀が大量に流入するようになった。現代に続く世界の一体化（＝グローバル化）が始まった時代と言われる 16 世紀後半には、新たに遠隔地からも銀が流入すると同時に、中国を中心とする東アジア世界で国際交易が活発に行われた。17 世紀半ばまで続いたこの現象に関連して、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 16 世紀前半～17 世紀半ばに中国に銀が大量に流入した背景と、銀の流入が支えた東アジアにおける国際交易の展開について、同時代の中国の国内事情、日本を含む東アジアや東南アジアの動向及び世界の一体化の影響を踏まえて論じなさい。
- (2) 16 世紀後半に始まる「世界の一体化」以降に、銀と同じく国際商品として盛んに取引された任意の品を 1 点選び、その品が国際商品となった背景と経緯及び世界史上の意義を述べなさい。

文学・芸術A

次の文章は、森鷗外の小説『妄想』（明治44年）の一節である。作者森鷗外がモデルと思われる人物の回想の形がとられているが、執筆当時、鷗外は陸軍軍医総監、陸軍省医務局長の職にあった。次の文章を読んで、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

著作権の関係のため、掲載できません。

著作権の関係のため、掲載できません。

著作権の関係のため、掲載できません。

- (1) 上記文中の下線部(A)「fatalistisch な、鈍い、陰気な感じ」とはどのようなものか、その意味するところを説明しなさい。
- (2) 上記(1)の解答を踏まえた上で、主人公が上記文中の下線部(B)「本の空阿弥説」を唱えるに至った理由、さらにそれについてあなた自身はどのように考えるか、思うところを自由に述べなさい。

近代美術史の代表的作品である図1、2、3について、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

著作権の関係のため、掲載できません。

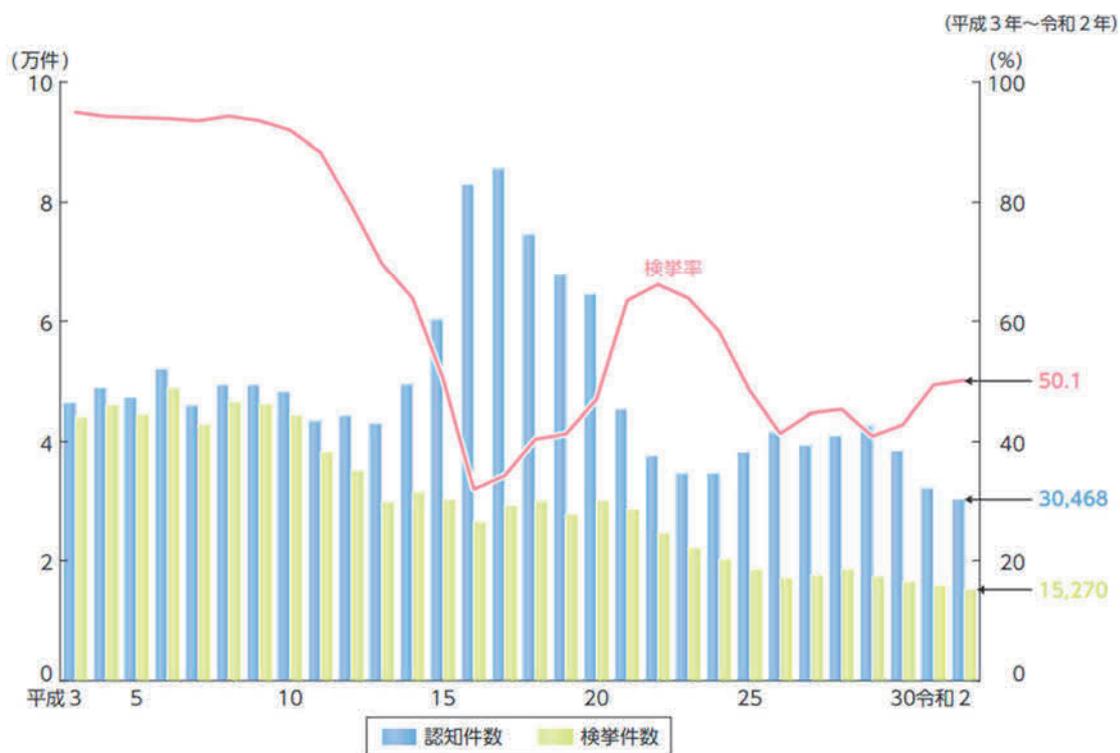
- (1) 図1、2、3について、それぞれ、画家名、様式的特徴、主題などの基本的情報を記しなさい。
- (2) 図1、2、3はいずれも、伝統に対し、新たな視点を打ち出した作品である。上記(1)の解答を踏まえ、美術における既成の価値観の転換について自由に論じなさい。

## 公共政策A

近年の日本における社会的課題の一つとして継続的に発生する詐欺被害があり、政府はこの問題への対策を進めてきている。参考情報1～5を参照しつつ、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

- (1) 複数の参考情報のデータを比較し、日本の詐欺問題にどのような特徴が観察されるのかについて、具体的に三つ説明しなさい。
  
- (2) 詐欺問題への対策を考える上では、問題の構造的要因を考慮することもできる。一般に、政府による公共政策が要請される時は「市場の失敗」があると言われている。その要因としては、例えば、公共財、自然独占、情報の非対称性、負の外部性が考えられるが、①まず、これら四つの概念について、それぞれ適切な具体例を挙げつつその内容を説明しなさい。②次に、その四つのうちいずれが、近年の日本の詐欺問題の特徴に最も関連すると考えられるかについて、その理由とともに説明しなさい。
  
- (3) 詐欺問題に対応する政策手段としても、いくつかのアプローチが考えられる。以下の①、②、③のアプローチについて、それぞれのメリットとデメリットを説明しなさい。
  - ① 詐欺被害の拡大を抑制するために、政府は規制をより強化する。
  - ② 政府が詐欺に関する注意喚起を含めた情報提供を積極的に行う。
  - ③ インターネット上での不特定多数の対象者への情報配信の多さが問題視されることがあり、これに対して、「オプトイン方式」の情報提供設計を義務付ける。

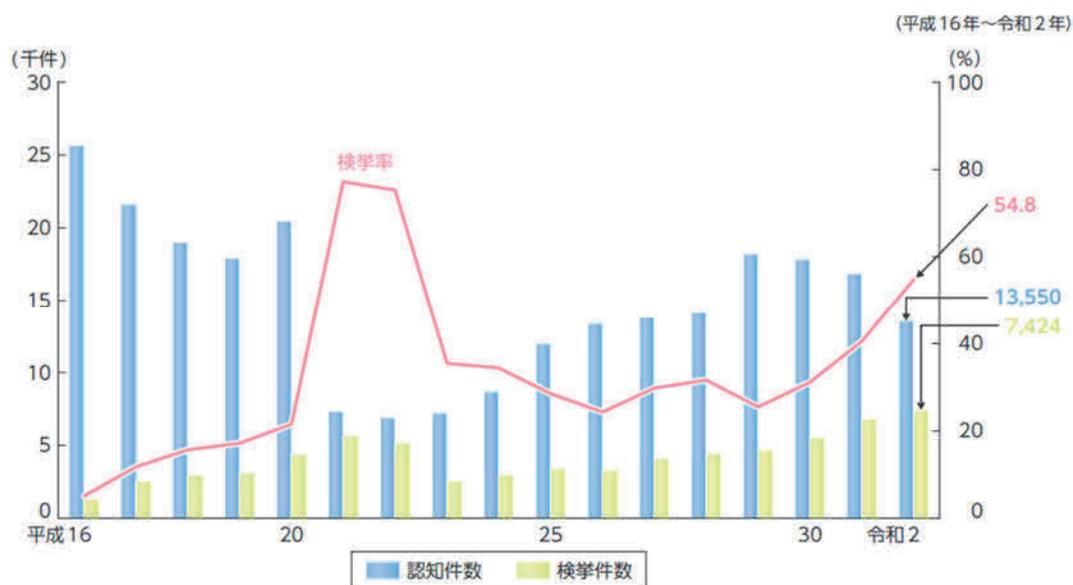
参考情報 1. 詐欺 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



注 警察庁の統計による。

(出典) 法務省「令和3年版犯罪白書」(令和3年公表)

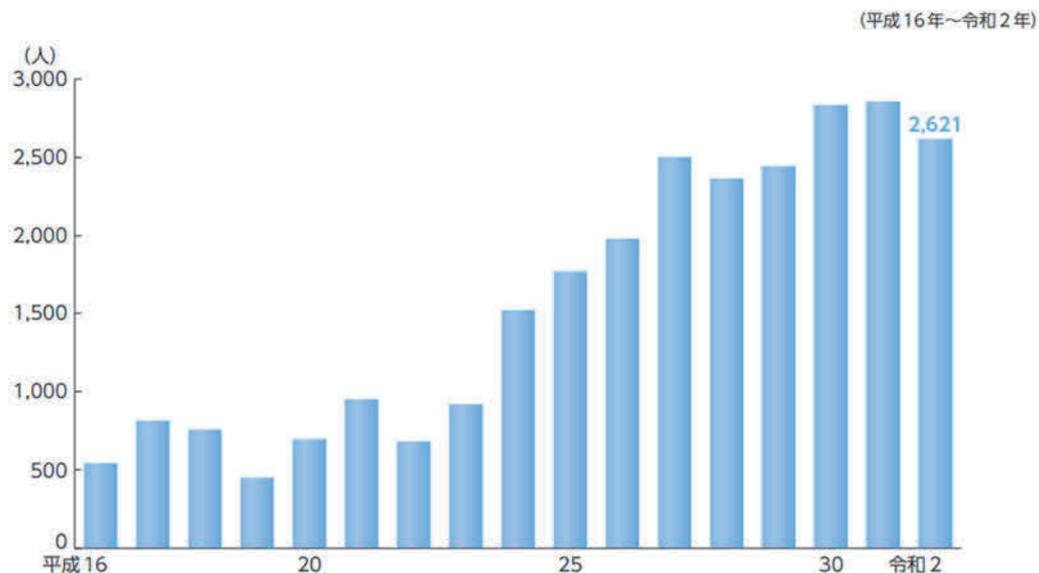
## 参考情報 2. 特殊詐欺 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。  
 2 各数値は、次の類型の合計である。  
 平成16年～17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺  
 18年～21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び選付金詐欺  
 22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、選付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、  
 交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺  
 30年～令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、選付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、  
 交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗  
 2年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、選付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、  
 交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺  
 3 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、認知件数は平成22年2月から、  
 検挙件数は23年1月からの数値をそれぞれ計上している。  
 4 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に包含されていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

(出典) 法務省「令和3年版犯罪白書」(令和3年公表)

### 参考情報 3. 特殊詐欺 検挙人員の推移



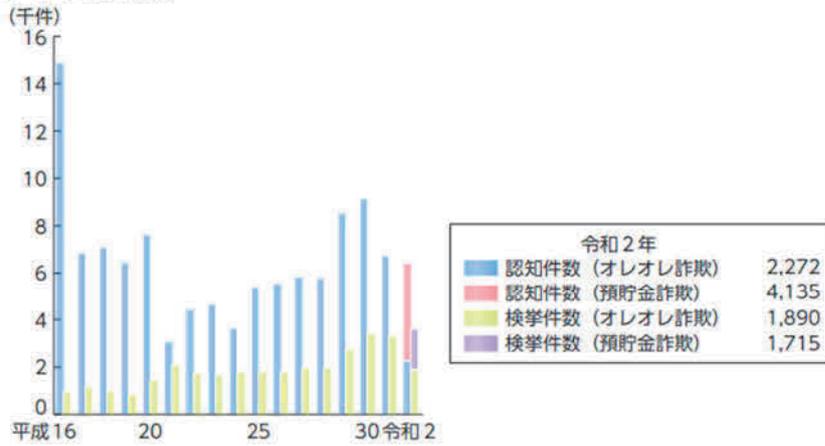
- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
- 2 各数値は、次の類型の合計である。
- 平成16年～17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺
  - 18年～21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺
  - 22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺
  - 30年～令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗
  - 2年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺
- 3 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、平成23年1月からの数値をそれぞれ計上している。
- 4 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

(出典) 法務省「令和3年版犯罪白書」(令和3年公表)

## 参考情報 4. 特殊詐欺 認知件数・検挙件数の推移

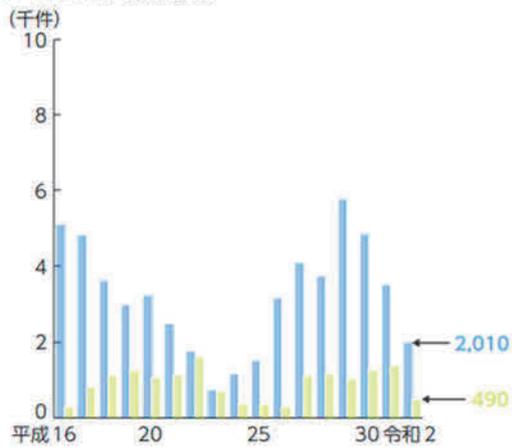
(平成16年～令和2年)

### ① オレオレ詐欺



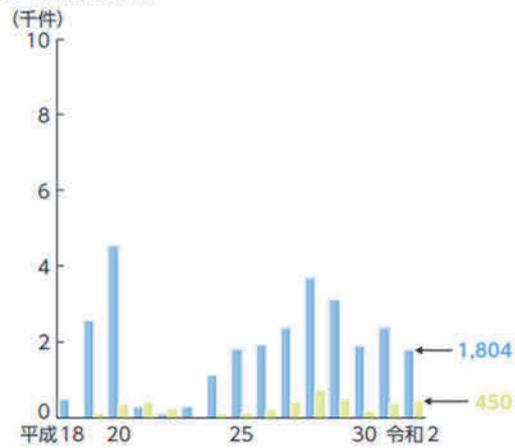
(平成16年～令和2年)

### ② 架空料金請求詐欺



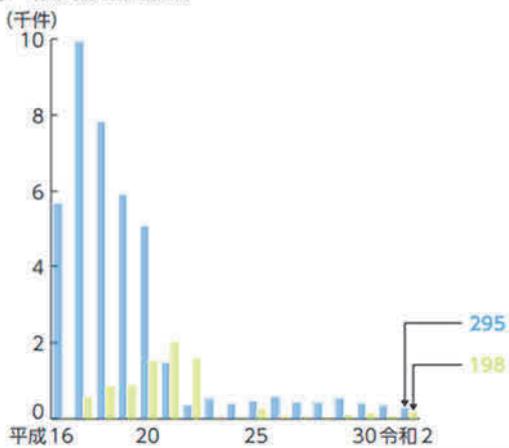
(平成18年～令和2年)

### ③ 選付金詐欺



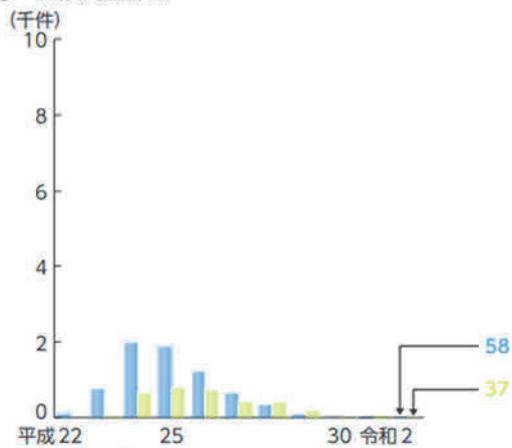
(平成16年～令和2年)

### ④ 融資保証金詐欺

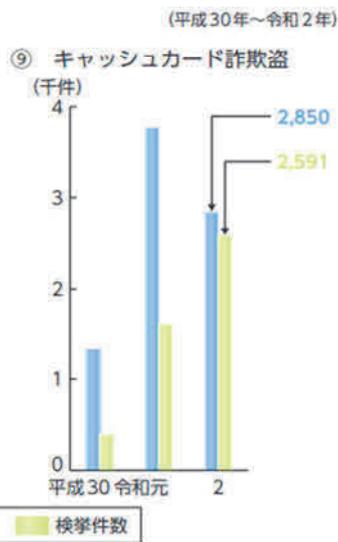
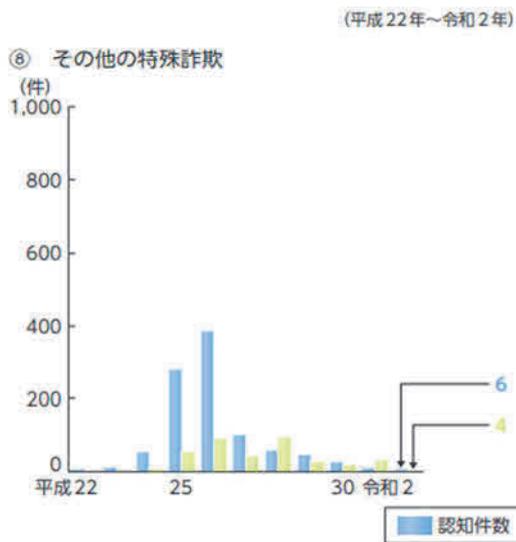
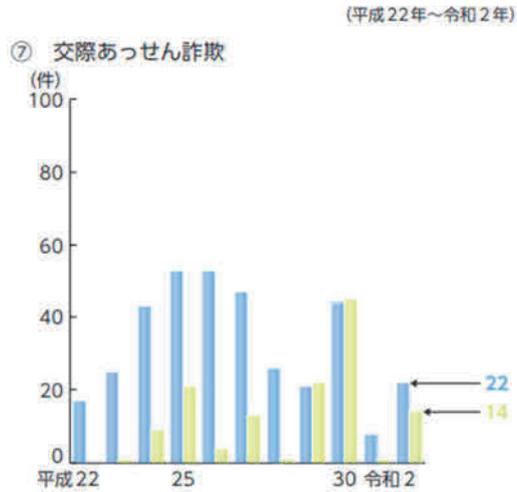
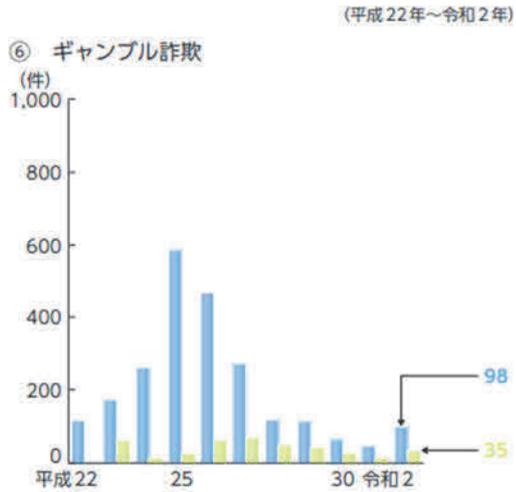


(平成22年～令和2年)

### ⑤ 金融商品詐欺



■ 認知件数 ■ 検挙件数



注 1 警察庁刑事局の資料による。  
 2 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、認知件数は平成22年2月から、検挙件数は23年1月からの数値をそれぞれ計上している。

(出典) 法務省「令和3年版犯罪白書」(令和3年公表)

## 参考情報 5. 特殊詐欺の種類

オレオレ詐欺	親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
預貯金詐欺	親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要であるなどの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
架空料金請求詐欺	未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
還付金詐欺	税金還付等に必要の手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺事件又は詐欺事件をいう。
融資保証金詐欺	実際には融資しないにもかかわらず、融資を申し込んできた者に対し、保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
金融商品詐欺	架空又は価値の乏しい未公開株、社債等の有価証券、外国通貨、高価な物品等に関する虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、その購入名目等で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。これら金融商品に対して、購入意思のない被害者に名義貸しをさせた後、名義貸しをしたことによるトラブル解決名目等で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものを含む。
ギャンブル詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「パチンコ打ち子募集」等と掲載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールを送信するなどし、これに応じて会員登録等を申し込んできた被害者に対して会員登録料や情報料等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
交際あっせん詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「女性紹介」等と掲載したり、不特定多数の者に対して「女性紹介」等を記載したメールを送信するなどし、これに応じて女性の紹介等を求めてきた被害者に対して会員登録料金や保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
その他の特殊詐欺	上記特殊詐欺の種類に該当しない特殊詐欺をいう。
キャッシュカード詐欺盗	警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、キャッシュカード等を窃取するものをいう。

注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

(出典) 法務省「令和3年版犯罪白書」(令和3年公表)

## 公共政策B

たばこの喫煙については、健康への悪影響等が指摘され、社会全体の医療費を増大させることも広く知られている。その一方で、たばこ税から得られる税収は毎年、2兆円前後の規模であり、重要な税源となっている。

たばこやたばこ税に関して、参考情報1～5を参照しつつ、以下の設問(1)～(5)に答えなさい。

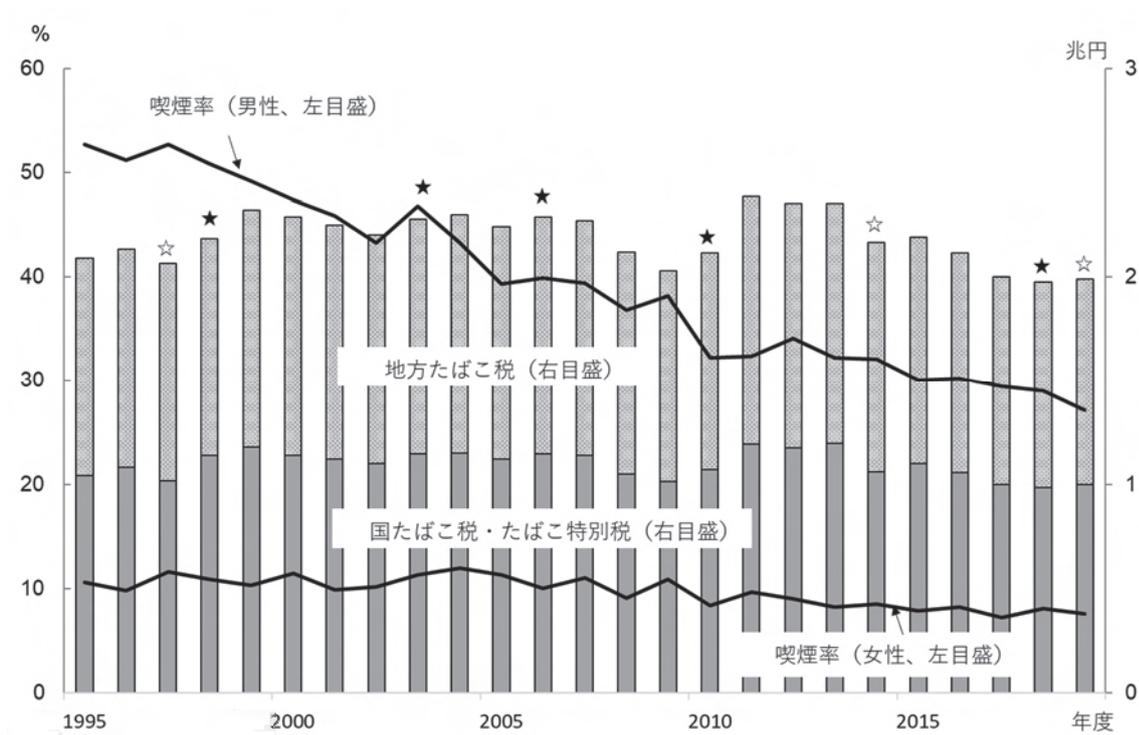
- (1) 参考情報1に示したように、たばこにかかる税負担の割合は、ほかの財・サービスにかかる消費税率をはるかに上回っている。その理論的な理由として何が考えられるか説明しなさい。
- (2) 参考情報2に示したように、喫煙率はとりわけ男性を中心に明確な低下傾向を示しているが、国・地方を合わせたたばこ税収は2兆円前後の規模でほぼ安定的に推移している。その理由として何が考えられるか説明しなさい。
- (3) たばこ税は国・地方双方にとって重要な税源であり、これからも維持すべきだとする主張もある。この主張の妥当性を検討するためには、どのような情報が必要になるか説明しなさい。
- (4) 喫煙者は非喫煙者に比べて疾病リスクが高いにもかかわらず、公的な医療保険の保険料率に差はないことから、喫煙者の保険料率を高く設定すべきだという主張がある。この主張について、理由や課題などを踏まえて論評しつつ、喫煙者の保険料率をどのように設定すべきか多角的に論じなさい。
- (5) 人々の健康増進や社会全体の医療費削減のためには、たばこの税負担をもっと高く設定すべきだという主張がある。この主張について、理由や課題などを踏まえて論評しつつ、その他の政策の可能性も考慮して、たばこの税負担をどのように設定すべきか多角的に論じなさい。

参考情報 1. たばこの税負担内訳（紙たばこ 1 箱 580 円商品の場合）

項目	税額（円）	価格に占める比率（％）
国たばこ税	136.0	(23.5)
地方たばこ税	152.4	(26.3)
都道府県たばこ税	21.4	(3.7)
市区町村たばこ税	131.0	(22.6)
たばこ特別税	16.4	(2.8)
消費税	52.7	(9.1)
合計	357.6	(61.7)

（出典）JT「たばこ税の仕組み」

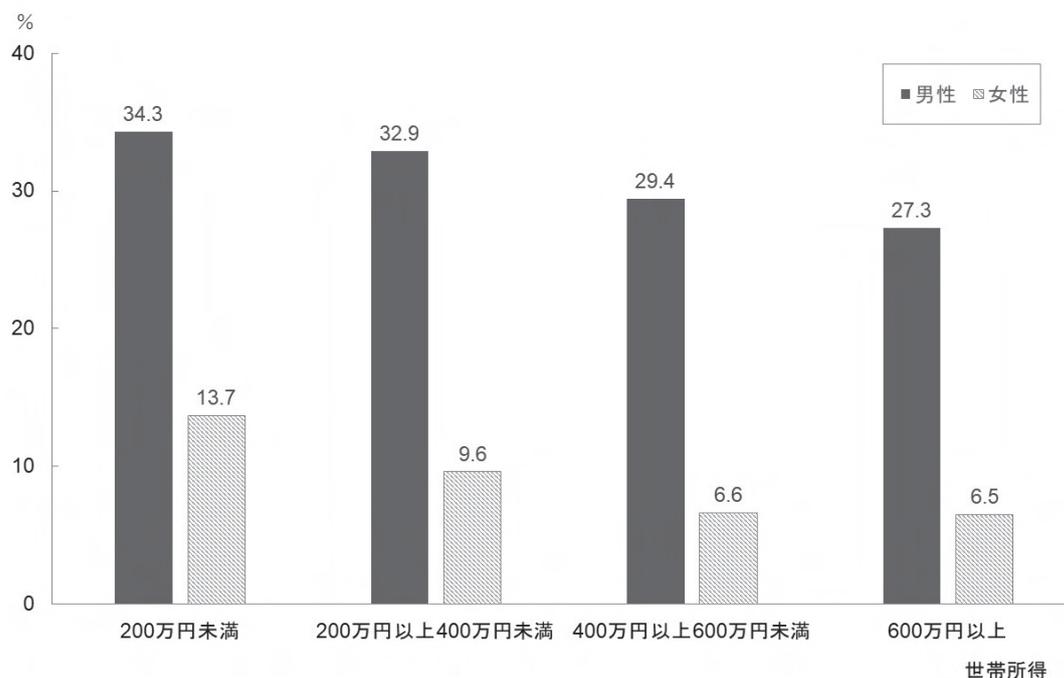
参考情報 2. 喫煙率とたばこ税収の推移



（注）★はたばこ増税、☆は消費税増税が実施された年である。

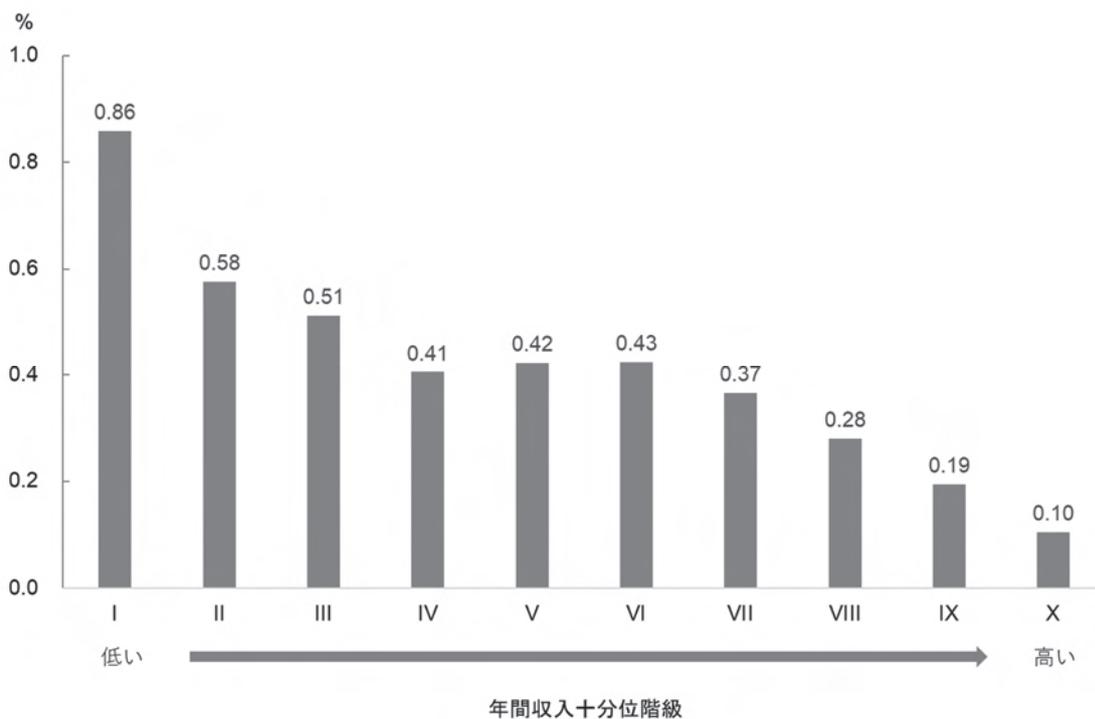
（出典）財務省「たばこ税に関する資料」、厚生労働省「国民健康・栄養調査」（各年）

参考情報 3. 世帯所得階級別に見た喫煙率（2018年）



（出典）厚生労働省「国民健康・栄養調査」（2018年）

参考情報 4. 世帯収入階級別に見たたばこ支出が収入に占める比率（2022年）

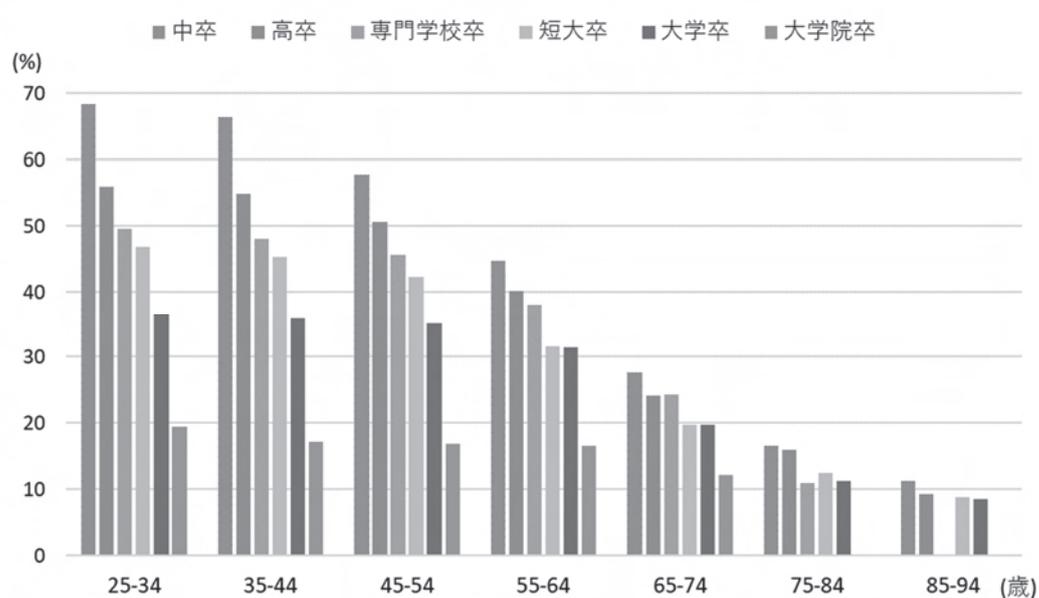


（注）総世帯ベースである。

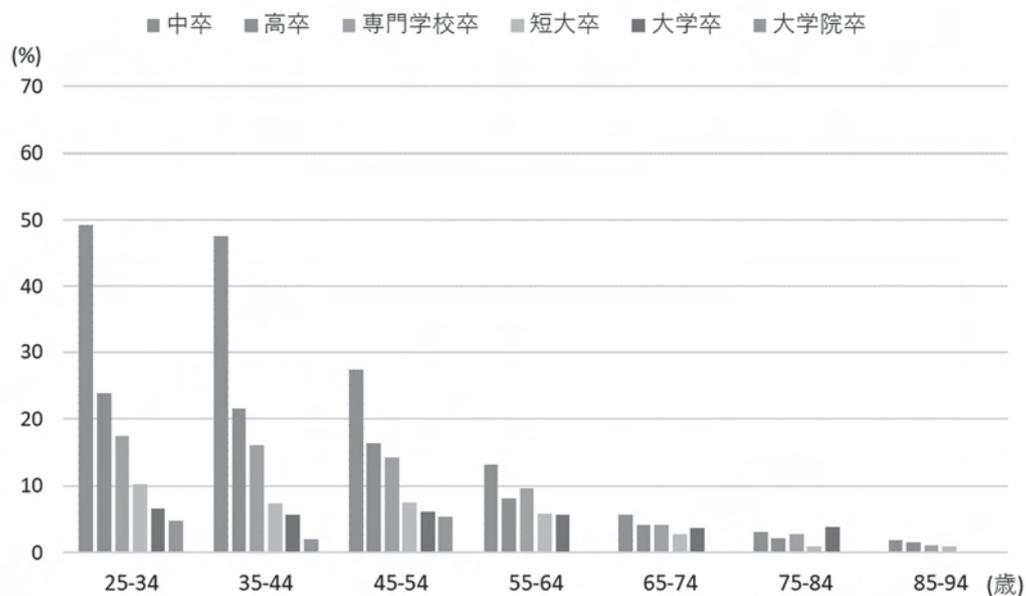
（出典）総務省統計局「家計調査年報」（2022年）

## 参考情報 5. 学歴別に見た喫煙率（2010年）

### ①男性



### ②女性



(注) データは、厚生労働省「国民生活基礎調査」(2010)に基づく。

(出典) 田淵貴大(2016)「日本における喫煙の学歴格差」厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)『健康日本 21(第二次)の推進に関する研究平成27年度総括・分担研究報告書』

## 憲法

次の架空の事例について、以下の設問に答えなさい。

### [事例]

一部のペット販売業者が、健康な育成にとって不適切な環境下で飼育された動物を消費者に販売することで、消費者の利益を害するおそれがあるとともに、動物愛護の気風に悪影響を与えるおそれがあることに鑑み、国は令和 X 年、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「法」という。）を改正して、ペット販売業者に対する新たな規制を導入した。

従前は、動物の販売・保管等を業として行う者として登録を受けた「第一種動物取扱業者」のうち、犬、猫その他の環境省令で定める動物（以下「犬猫等」という。）の販売を業として営む者が犬猫等を販売する場合には、犬猫等を購入しようとする者に対して、あらかじめその事業所において、その犬猫等の現在の状態を直接見せるとともに、原則として対面により書面等を用いて適正な飼養又は保管のために必要な情報を提供しなければならない旨が定められていた（法第 21 条の 4）。今次の改正法は、これに加えて、犬猫等の健康状態や飼育環境に関する知識等、獣医師に準ずる高度な専門的知見及び技能を持つ者が犬猫等を販売する事業所において確保されるようにするために、愛玩動物管理士という資格を新たに設け、第一種動物取扱業者で犬猫等の販売を業として営む者に対して、その事業所に愛玩動物管理士を常駐させ、これに上記の書面等による情報提供を行わせることを義務付けた（以下「本件規制」という。）。なお、本件規制の適用に当たっては、経過措置として 1 年間の猶予期間が定められた。

個人でペットショップを営む高齢の A は、本件規制により、自分のような個人の零細な販売業者にとっては、新たな資格を取得するためにペットショップの存続にも関わる過剰な負担が生じ得るし、そうでなくても犬猫等の販売業者一般に不合理な負担が発生すると考え、本当に本件規制に従わなければいけないのか、旧友の弁護士に相談した。その弁護士は、憲法第 22 条第 1 項との関係で本件規制の憲法適合性が問題となり得る旨を指摘した。

### [設問]

本件規制の憲法適合性について、本件規制を合憲と考える側の論拠及び違憲と考える側の論拠の双方について適切に言及し、また、必要に応じて判例・学説にも言及しながら、具体的に論じなさい。

(参考)

#### ○ 憲法

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 (略)

## ○ 動物の愛護及び管理に関する法律（令和 X 年の改正前）

（目的）

第 1 条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（第一種動物取扱業の登録）

第 10 条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項及び第 21 条の 4 において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。第 22 条の 5 を除き、以下同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節（中略）において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（中略）の登録を受けなければならない。

2 （略）

3 第 1 項の登録の申請をする者は、犬猫等販売業（犬猫等（犬又は猫その他環境省令で定める動物をいう。以下同じ。）の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別

二 販売の用に供する幼齢の犬猫等（繁殖を併せて行う場合にあっては、幼齢の犬猫等及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等。（中略））の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となつた犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項に関する計画（以下略）

（販売に際しての情報提供の方法等）

第 21 条の 4 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、その事業所において、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行つた者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

次の事例について、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

[事例]

Y市の市庁舎には、その1階部分に広さ200m<sup>2</sup>ほどのロビー（以下「本件ロビー」という。）があり、Y市庁舎等管理規則（以下「本件規則」という。）に基づきイベント等の開催のために貸し出されている。本件ロビーでは、過去には、NPOの活動内容の展示やY市の特産物の販売、貧困問題や教育格差問題に関するシンポジウム等も開催されたことがある。

Y市で活動する団体Xは、国際紛争に関する写真展（以下「本件写真展」という。）を本件ロビーで開催することを企画した。このとき、Xは、本件写真展は本件規則第5条第3号ないし第5号に当たる可能性があると考え、2024年5月1日から7日まで、本件ロビーにおいて写真展を開催するため、同年4月1日、庁舎管理者であるY市長に対して本件規則第6条第1項所定の許可を申請した（以下「本件申請」という。）。本件規則第5条は、庁舎等における禁止行為を定めているが、本件規則第6条に基づく許可を受けた場合には、許可された行為を庁舎等を使用して行うことが認められるとされている。

Xが以前Y市庁舎とは異なる会場で開催した写真展では、Xの構成員が拡声器を使って紛争の当事国政府を非難する主張を宣伝したことから、同会場周辺が騒然とした雰囲気になったことがあった。このことを知ったY市長は、本件写真展の目的が本件規則第5条第6号にいう「特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的」に当たり、その開催が同号に該当するとともに、Y市の事務等に密接に関連するとは言えないもの、かつ、Xの構成員が拡声器等でその主張等を宣伝するおそれがあり、市庁舎内の事務遂行に支障を来すものであるとして、本件申請による求めを拒否することを考えた。

その後、Y市長は、2024年4月12日、本件規則第6条第1項の定める場合に該当しないとして、本件申請を許可しなかった（以下「本件不許可処分」という。）。

そこでXは、本件ロビーの使用を求めて同月15日に裁判を提起することにした。

なお、Xは、本件写真展はあくまで現地の被害状況等を客観的に示すものであり、特定の政策に関する賛否を表明するものではないこと、本件写真展を平穩に開催することを計画しており、拡声器等を用いるつもりはないこと、5月3日の憲法記念日にあわせて開催することに意義があること、さらには、他の団体が主催した貧困問題等のシンポジウム等については本件ロビーの使用が認められていることから、Xに対してその使用を認めないことは問題であると反論している。

(1) Y市長は、本件不許可処分をする際に、その理由欄に「本件申請は本件規則第6条第1項の定める場合に該当しない」としか記載しなかった。このような理由の提示は適法といえるか、検討しなさい。なお、本件不許可処分には行政手続法が適用されるものとする。

(2) Xは、本件ロビーの使用を求めて抗告訴訟を提起するとともに、本件写真展の開催日が迫っていたこ

とから、仮の救済を裁判所に申し立てることにした。X はどのような抗告訴訟を提起し、あわせてどのような仮の救済を申し立てるべきか、簡潔に説明しなさい。

- (3) 行政主体の設置管理する施設の使用許可については、①市民会館や公民館といった住民の利用に供するための施設と、②市庁舎のように直接行政主体の公務のために用いられている施設とでは、その判断の基準が異なっていると言われることがある。①と②の違いを踏まえ、本件ロビーがそのいずれに当たるかを明記した上で、本件不許可処分の違法性（手続上の違法性を除く。）について検討しなさい。

(参考)

○ **地方自治法**

(公の施設)

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

○ **Y 市庁舎等管理規則**

(用語の意義)

第 2 条 この規則において「庁舎等」とは、本市の事務又は事業の用に供する建物及びその附属施設並びにこれらの敷地(直接公共の用に供するものを除く。)で、市長の管理に属するものをいう。

(禁止行為)

第 5 条 何人も、庁舎等において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の募集、署名を求める行為その他これらに類する行為
- (2) 拡声器を使用する等けん騒な状態を作り出す行為
- (3) 旗、のぼり、プラカード、立看板等を持ち込む行為
- (4) ちらし、ポスターその他の文書又は図面の掲示又は配布
- (5) テントその他の仮設工作物等の設置
- (6) 特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で行う示威行為
- (7) 立入りを禁止している区域に立ち入る行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理者が庁舎等の管理上支障があると認める行為

(許可行為)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、庁舎管理者は、同条第 1 号から第 7 号までに掲げる行為について、本市の事務又は事業に密接に関連する等特別な理由があり、かつ、庁舎等の管理上特に支障がないと認めるときは、当該行為を許可することができる。

- 2 庁舎管理者は、前項の規定による許可の際、必要な条件を付けることができる。
- 3 第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、あらかじめ庁舎等行為許可申請書を庁舎管理者に提出しなければならない。

次の設問(1)、(2)に答えなさい。

(1) Aは、親から相続により甲土地の所有権を取得し、その旨の登記を備えたものの、自ら甲土地を使用する予定がなかったため、甲土地を売却することを検討していた。Aの古くからの知人であるBが、そのことを聞きつけて、甲土地の売却をBに任せてほしいとAに持ち掛けてきた。Bに不動産取引の経験があることを知っていたAは、Bに甲土地の売却を任せることにし、令和4年9月2日、その旨を記載した委任状、甲土地の登記識別情報通知書の写し、及び、Aの実印をBに交付した。

Bは、甲土地の代金を受け取って当該代金を自身の借金の弁済に充てることを考えていたが、その目的を隠したまま、Aから交付された委任状をCに提示し、Cとの間で甲土地の売買に関する交渉を進めた。交渉の際、Cは、Bが借金を抱えていることを知っていた。令和4年10月3日、Bは、Aを代理して、Cとの間で、甲土地を2000万円で売る契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。同日に、代金の支払がされ、Cへの甲土地の引渡し、及び、AからCへの所有権移転登記もされた。その後、Bは、Cから受け取った代金をB自身の借金の弁済に充ててしまった。令和4年11月1日になって、Aは、BがCから受け取った代金をB自身の借金の弁済に充てる目的で本件売買契約を締結したことを知った。

以上の事実を前提として、次の問1に答えなさい。

問1 令和4年11月以降、Aは、Bに連絡をとることができなくなっている。令和4年12月5日、Aは、Cに対して、甲土地の明渡し、及び、AからCへの所有権移転登記の抹消登記手続を請求した（以下「請求1」という。）。請求1が認められるかについて、論じなさい。

上記の事実に加え、以下の事実があった。

Aは、BがCから受け取った代金をB自身の借金の弁済に充てる目的で本件売買契約を締結したことを知った令和4年11月1日に、甲土地についてAからCへの所有権移転登記がされた事実も知ったものの、1年にわたり当該登記をそのままにしていた。令和5年11月1日、Cは、自らの事業の運転資金としてDから1000万円を借り入れ、CのDに対する債務を担保するために、甲土地に抵当権を設定し、同日、その旨の登記がされた。Dは、当該抵当権の設定を受けた時、Cが甲土地の所有権の登記名義人であることから、Cが甲土地の所有者であると信じていた。

以上の事実を前提として、次の問2に答えなさい。

問2 令和5年12月4日、Aは、Dのための甲土地の抵当権設定登記の抹消登記手続を請求した（以下「請求2」という。）。仮に、AがCに対して令和4年12月5日の時点で請求1をしていたのであれば当該請求が認められていたとした場合に、請求2が認められるかについて、論じなさい。

(2) Aは、幼稚園児（4歳9か月）であり、親であるBと公園に遊びに来ていた。Aは、Bが目を離した隙に、公園に隣接する敷地で進められていた甲建物の改修工事（以下「本件工事」という。）の現場に入ってしまった。その時、本件工事のために設置されていた足場が崩れ、落下してきた鉄骨がAの右腕に当たった。Aは右腕を骨折する重傷を負い、搬送された病院で治療を受けた。

Aの事故の時点における、甲建物とその敷地の所有者はCである。Cは、建設業者Dに依頼して本件工事を進めていたが、Dの資金繰りが悪化して本件工事を続けることができなくなったため、Aの事故の2か月前に、CとDは本件工事に関する契約を合意解除していた。その後、本件工事は止まったままになっており、甲建物の敷地に人の出入りはほとんどない状態であった。Aの事故があった時、甲建物の敷地の周りには、本件工事関係者以外の者の立入りを防ぐために、高さ3メートルのフェンスが設置されていたが、その扉の鍵が壊れていて、幼稚園児でも力を入れて押せば扉が開く状態になっており、Aはその扉から甲建物の敷地に入っていた。

以上の事実を前提として、次の問いに答えなさい。

Aは、Cに対して、事故によるけがの治療費の賠償を請求した（以下「請求3」という。）。請求3が認められるかについて、Cからの反論を考慮しつつ論じなさい。Cからの反論を検討するに当たっては、賠償額の減額が認められるべきであるというCの主張の当否についても、論じなさい。

次の事例について、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

[事例]

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、会社法上の公開会社であり、監査役会設置会社である。甲社は、北海道において乳製品の製造販売業を営んでおり、甲社の旭川工場で製造したアイスクリーム等の乳製品を主に札幌市内のスーパーマーケット、コンビニエンスストア等に販売している。

令和3年1月、甲社は、首都圏への事業の進出を計画し、コンサルティング会社にその計画の立案を委託し、委託料として300万円を支払った。

甲社の取締役であるAは、令和4年1月、Aの名義及び計算において、神奈川県において乳製品の製造販売業を営む乙株式会社（以下「乙社」という。）の発行済株式の全部を取得した。Aは、乙社株式の取得に際し、甲社の取締役会において、「乙社の株式を取得したので、今後は乙社の経営に積極的に関与する。」旨を報告したところ、他の取締役からは特段の異議が述べられなかった。その際、Aは、乙社が乳製品の製造販売業を営む会社であることは説明したが、乙社の規模・取引範囲・業績等については全く説明していなかった。

Aは、乙社の役員に就かなかったが、令和4年4月、乙社の特別顧問に就任し、同月以降、乙社の事業を事実上指揮しており、乙社から月額80万円の顧問料を支給されている。

Aは、令和4年5月、甲社における乳製品製造のノウハウを得るため、直属の部下であった甲社の旭川工場長Bをはじめとする乳製品製造のノウハウを有する従業員10名（以下「Bら」という。）を甲社から引き抜き、乙社に転職させた。Aによる引き抜き行為は極秘に行われ、Bらの退職時期が甲社に予告されることがなかったため、Bらの突然の退職により、甲社の旭川工場は2週間の操業停止を余儀なくされ、商品の出荷が滞り、甲社は、1,000万円相当の売上げを得ることができず、400万円相当の営業利益を失った。

その後、乙社は、Aの指揮により、甲社と取引関係にあった大手コンビニエンスストアチェーンを展開する丙株式会社と業務委託契約を締結し、首都圏のコンビニエンスストアへの乳製品の販売を開始したことにより、令和4年の事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における乙社の当期純利益は、前年度に比べて1億円増加した。

令和5年4月、甲社は、乙社が首都圏で販売している乳製品が甲社の主力製品に類似していること、及び乙社の売上げが倍増していること等を知り、首都圏への事業の進出を断念した。

- (1) 甲社は、Aが乙社事業を事実上指揮したことにより、首都圏への事業の進出を断念せざるを得なくなったとして、令和5年4月時点において、Aの甲社に対する会社法上の損害賠償責任を追及したい

と考えている。Aが負担すべき賠償責任額に留意しながら、甲社の立場において考えられる主張及びその当否について論じなさい。

- (2) 甲社は、AがBらを甲社から乙社に引き抜いた行為につき、令和5年4月時点において、Aの任務懈怠に基づく甲社に対する会社法上の損害賠償責任を追及したいと考えている。Aが負担すべき賠償責任額に留意しながら、甲社の立場において考えられる主張及びその当否について論じなさい。

(参考)

○ 民法

(受任者の注意義務)

第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

○ 会社法

(株式会社と役員等との関係)

第330条 株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

(忠実義務)

第355条 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

(競業及び利益相反取引の制限)

第356条 取締役は、次に掲げる場合には、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二・三 (略)

2 (略)

(競業及び取締役会設置会社との取引等の制限)

第365条 取締役会設置会社における第356条の規定の適用については、同条第1項中「株主総会」とあるのは、「取締役会」とする。

2 取締役会設置会社においては、第356条第1項各号の取引をした取締役は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役に報告しなければならない。

(役員等の株式会社に対する損害賠償責任)

第423条 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人(中略)は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 取締役又は執行役が第356条第1項(中略)の規定に違反して第356条第1項第1号の取引をしたときは、当該取引によって取締役、執行役又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3・4 (略)

X は、出身中学校の先輩・後輩関係を基軸とした暴走族を統率しているリーダーであるが、メンバーの A・B・C が抜けて新しいグループを形成し、勢力を伸ばしたことに立腹して、メンバー Y に対し、「A のバイクを壊せ。」「B と C のバイクも使えなくしろ。」「全部燃やしてしまえ。」などと指示を出した。そのことを Y から聞いたメンバー Z は、「X の指示に従わなければ何をされるか分からない。自分が燃やしてくるから、ガソリンを用意してほしい。」と言って、Y からガソリンを受け取った。

Z が、まず、A 宅に行くと、A はちょうどバイクで出かけるところであった。Z が尾行すると、A は郊外のショッピングモールの駐車場にバイクをとめて、モールの中に入っていった。そこで、Z は、ちょうど人通りが切れたタイミングで、持参したガソリンの一部を手早く A のバイクの全体にかけると、ライターでこれに火をつけてその場を離れた。炎は 2メートルほどの高さに達し、建物に延焼する危険は生じなかったものの、隣にとめてあった 2 台のバイクに延焼する可能性はあり、仮に延焼したとすると爆発的な燃焼に及ぶ危険があった。火は警備員によって消止められたが、A のバイクのサドル部分が焼け落ちた。

Z は、次に、B 宅に向かった。B は集合住宅に住んでおり、バイクを屋外の駐輪場に置いていた。そこで、Z は、持参したガソリンの一部を B のバイクの全体にかけると、ライターでこれに火をつけてその場を離れた。Z は、住宅の建物の外壁とバイクとが約 1メートル離れていたことから、住宅部分にまで延焼することはないと考えていたが、風にあおられた炎が建物に達し、建物の裏口に設置された木製のひさしが焼け落ちた。

Z は、さらに、C 宅に赴いた。一軒家に居住する C は、母屋から遠く離れた車庫の中にバイクを保管していた。そこで、Z は、シャッターを開けて車庫に入ると、「車庫の中でバイクを燃やせば、車庫も燃えるだろうが、それでも構わない。」と思いながら、持参したガソリンの残りを全て C のバイクの全体にかけ、これまでと同様にライターで火をつけようとした。ところが、移動中に落としたようで、ライターは見当たらなかった。そこで、新たなライターを入手してきた上で改めて着火することにして、一旦、車庫のシャッターを閉めてその場を離れた。その後、Z が近くのコンビニエンスストアでライターを購入している間に、C 宅の車庫の中でガソリンが気化して充満し、そこに静電気から火がついて爆発が生じ、C のバイクと車庫が全焼した。

なお、X は、A・B・C のバイクが使えなくなればそれでよく、その方法は火をつけて燃やすことに限定されるとは考えておらず、仮に燃やすとしても、その場所が具体的にどのような状況であり得るのか等については全く考えていなかった。

X 及び Z の罪責を論じなさい（住居侵入罪及び特別法違反の点は除く。）。

(参考)

○ 刑法

(現住建造物等放火)

第 108 条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等放火)

第 109 条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、2 年以上の有期懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、6 月以上 7 年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかったときは、罰しない。

(建造物等以外放火)

第 110 条 放火して、前 2 条に規定する物以外の物を焼損し、よって公共の危険を生じさせた者は、1 年以上 10 年以下の懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

(延焼)

第 111 条 第 109 条第 2 項又は前条第 2 項の罪を犯し、よって第 108 条又は第 109 条第 1 項に規定する物に延焼させたときは、3 月以上 10 年以下の懲役に処する。

2 前条第 2 項の罪を犯し、よって同条第 1 項に規定する物に延焼させたときは、3 年以下の懲役に処する。

(未遂罪)

第 112 条 第 108 条及び第 109 条第 1 項の罪の未遂は、罰する。

(予備)

第 113 条 第 108 条又は第 109 条第 1 項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、2 年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

次の事例について、以下の設問(1)～(4)に答えなさい。

[事例]

Xは、妻Yを代理人として甲土地をAから購入する売買契約（以下「本件契約」という。）をAと締結し、甲土地の所有者となったつもりでいたが、Yが、甲土地上に乙建物を建築・所有し、甲土地を占有しているため、Yを詰問したところ、Yから、自分は本件契約をXのためでなく本人として締結したものであり、甲土地の所有者となったのは自分であるとの主張を受けた。そこでXは、Yを被告として、甲土地所在地を管轄する地方裁判所に、甲土地の所有権確認の訴え（以下「本件前訴」という。）を提起した。本件前訴の提起に当たりXが裁判所に提出した訴状には、請求の趣旨として「Xが甲土地の所有権を有することを確認する、との判決を求める」との記載があったが、請求の原因の記載はなかった。本件前訴の提起を受けた受訴裁判所の担当書記官は、裁判長からの指示を受け、Xに対して、どのような理由でX自身が甲土地の所有者であると主張するのか尋ねたところ、Xは「本件契約の締結についてXから代理権の付与を受けたYが、Xのためであることを示して、元々甲土地を所有していたAと本件契約を締結したためである」旨応答した。そこで、担当書記官が、Xにその内容を訴状に記載するように求めたところ、Xはこれを拒絶した。担当書記官はその事実を裁判長に伝えた。

- (1) 判決と命令の共通点と相違点について説明しなさい。
- (2) 受訴裁判所の裁判長として、命令により訴状を却下すべきか否かについて、論じなさい。ただし、訴状の送達に必要な費用の予納はなされており、必要な提訴手数料の納付もなされているほか、必要な甲土地の登記事項証明書が訴状に添付されていたものとする。

[事例（続き）]

Xは、担当書記官から再度訴状の記載の訂正を求められたほか、確認判決だけでは明渡し強制執行はできない旨の指摘を受けたこともあり、訴状却下について裁判長が判断を出す前に、請求の趣旨を「Yは、Xに対し、乙建物を収去して甲土地を明け渡せ、との判決を求める」と変更し、また、請求の原因として、「甲土地は元々Aが所有していた。Yが、Xのためであることを示して、Xから代理権を付与された上でAから甲土地を購入する本件契約を締結した。Yは甲土地上の乙建物を所有することにより甲土地を占有している。よって甲土地の所有権に基づき、Yに対して乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう求める」と記載した訴状（以下「本件訴状」という。）を再提出した。

XとYの婚姻は破綻し、YがXと共に生活していた住居から転出し、現在両者は別居状態にある。Xは、Yの現在の住所地を知っていたが、知らないことにして訴状を公示送達により送達させ、Yの知らないうちに請求認容判決を得ることを企図していた。そこでXは、「Yとの婚姻は破綻しており、現在別居状態

にある。Yの最初の転出先は分かるが、Yはそこからも転居し、現住所は伝えられていない。住民票も最初の転出先のままになっている。就業先も分からない。携帯電話の番号やメールアドレス等も変更され、乙建物も空家状態であるため、全く連絡が付かない状態である」旨を記載した住居所等調査報告書を裁判所に提出した。担当書記官は、Yの最初の転出先に対する交付送達や補充送達を試みたが奏功しなかったため、最終的に、本件訴状を公示送達によりYに対して送達した。Y欠席のまま本件前訴は進行し、Xの請求を認容する判決（以下「本件判決」という。）が出た。本件判決も公示送達によりYに対して送達され、Yの控訴なく確定した。

その後、Xは本件判決を債務名義として、Yに対する乙建物収去甲土地明渡しの強制執行（以下「本件執行」という。）の申立てをした。ここに至って本件前訴と本件判決の存在を知ったYは、構想している新事業のために乙建物を必要としていたため、やむを得ず500万円を支払い、Xに本件執行を取り下げてもらった。その後、Yは、知人から、支払った500万円を取り戻せるかもしれないとのアドバイスを受けた。そこでYは、Xを被告として、XがYの住所を知らないと担当書記官に嘘をついて公示送達により本件訴状を送達させ、Yの知らないうちに本件判決を騙取し、もってYに500万円の出捐を強いたものであり、これは不法行為を構成するとして、不法行為に基づく損害賠償として500万円の支払を求める訴え（以下「本件後訴」という。）を提起した。本件後訴の口頭弁論期日において、Xは、確定した本件判決がある以上、受訴裁判所は、本件後訴について、証拠調べをすることなく請求を棄却する判決を出すべきである、と主張した。

(3) Xの主張の論拠を説明しなさい。

(4) Yの立場から、Xの主張に対して反論しなさい。

(参考)

## ○ 民事訴訟法

(訴え提起の方式)

第134条 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者及び法定代理人
- 二 請求の趣旨及び原因

(裁判長の訴状審査権)

第137条 訴状が第134条第2項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合も、同様とする。

2・3 (略)

○ **民事訴訟規則**

(訴状の記載事項・法第百三十四条)

第 53 条 訴状には、請求の趣旨及び請求の原因（請求を特定するのに必要な事実をいう。）を記載するほか、請求を理由づける事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。

2～4 （略）

## 国際法

次の架空の事例について、以下の設問に答えなさい。

### [事例]

P 島においては、19 世紀以来、島全体を領域とする P 国が成立していた。ところが、1940 年代からの内戦を経て、1950 年代初頭に、P 島の半分において「Q 国」政府が、残りの半分において「R 国」政府が、それぞれ支配を確立し、現在に至っている。両「国」政府とも、P 島の全体が自「国」領であって、自「国」こそが P 国の承継国家である、と主張している。世界各国は、1980 年代までは「Q 国」か「R 国」かのいずれかのみを国家として承認していたが、1990 年代から両方を国家として承認する国が増え、1995 年には両国が同時に国際連合加盟を果たしている。しかし、A 国は、「R 国」のみを国家として承認し、「Q 国」を国家として承認しないことを明言している。もっとも、「Q 国」及び「R 国」の国連加盟を承認した国連総会決議は、A 国も出席する中、コンセンサスで採択されている。

2020 年に、A 国において、私人 X と私人 Y とが別々に「Q 国」を相手取って不法行為損害賠償訴訟を提起した。X は、A 国の  $\alpha$  市において「Q 国」の諜報機関に身柄を拘束され、「Q 国」に強制連行された後、脱出して A 国に帰国した、と主張した。Y は、A 国の  $\beta$  市において身柄を拘束されたと主張する点を除き、ほぼ同様の事実関係に基づく主張を行った。いずれの訴えについても、「Q 国」政府は主権免除を理由に出廷しない旨表明した。

$\alpha$  市の第一審裁判所は、「Q 国」は国際法上の国家であるとして主権免除に関する慣習国際法規則の適用を認め、さらに、本件身柄拘束と強制連行とはいずれも国家の主権的行為であるとして「Q 国」に免除を認め、X の訴えを退けた。X は上訴したが、第二審裁判所も同様の判決を下した。X は、A 国の最上級裁判所に上訴した。

$\beta$  市の第一審裁判所も、 $\alpha$  市の第一審裁判所判決と同様の理由に基づき、Y の訴えを退けた。ところが、Y の上訴を受けて審理した第二審裁判所は、「Q 国」は A 国政府により国家として承認されていないため主権免除は享有せず、いずれにせよ、本件身柄拘束や強制連行は国家の主権的行為ではなく、さらに、本件身柄拘束や強制連行につき主権免除を与えることは市民的及び政治的権利に関する国際規約第 14 条に反するため認められないと述べ、「Q 国」に損害賠償を命じた。「Q 国」は、第二審裁判所判決まで手続に参加していなかったが、この判決を受けて、主権免除を主張して A 国の最上級裁判所に上訴した。

A 国は、主権免除に関する法律を制定していない。A 国の裁判所は、慣習国際法及び条約の直接適用を認める判例法を確立している。

また、A 国と「Q 国」とのいずれも「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約」を批准しているが、2024 年 4 月現在、同条約は発効していない。A 国は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の当事国である。

[設問]

以下の(1)、(2)の主張が両事件の最上級裁判所でされたとする。それぞれの主張について、その妥当性を論じなさい。

(1) 「Q国」はA国政府により国家として承認されていないため主権免除を享有しない。

(2) 仮に「Q国」がA国において主権免除を享有するとしても、本件身柄拘束及び強制連行については「Q国」に主権免除を認めることができない。

(参考)

○ **国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約（国連国家免除条約）（未発効）**

第8条 裁判所における裁判手続への参加の効果

1 (略)

2 いずれの国も、次の(a)又は(b)のこのみをも目的として、裁判手続に参加し、又は他の措置をとる場合には、他の国の裁判所による裁判権の行使について同意したものと認められない。

(a) 免除を援用すること。

(b) (略)

3・4 (略)

第12条 身体の傷害及び財産の損傷

いずれの国も、人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失が自国の責めに帰するとされる作為又は不作為によって生じた場合において、当該作為又は不作為の全部又は一部が他の国の領域内で行われ、かつ、当該作為又は不作為を行った者が当該作為又は不作為を行った時点において当該他の国の領域内に所在していたときは、当該人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失に対する金銭によるてん補に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

○ **市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）**

第14条

1 すべての者は、裁判所の前に平等とする。すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。(以下略)

2~7 (略)

## 経済理論

次の(1)、(2)の問いに答えなさい。ただし、(1)は答案用紙の表側に、(2)は答案用紙の裏側にそれぞれ解答しなさい。

(1) 2財を消費するある消費者の効用関数が、

$$u(x_1, x_2) = x_1(x_2)^2$$

で示されるとき、以下の設問①～⑥に答えなさい。

ただし、第 $i$ 財( $i = 1, 2$ )について、 $x_i$ はその消費量、 $p_i$ はその価格を表し、また、 $m$ は所得を表す。

- ①  $(p_1, p_2, m) = (1, 2, 16)$ のとき、第1財の最適消費量を求めなさい。
- ② ①の状況から第1財の価格が $\bar{p}_1 = 8$ に変化したとき、第1財の最適消費量の変化を求めなさい。
- ③ 価格の変化に際しても消費者が元の効用水準を維持するために必要となる、最小限の所得の変化分を何というか。
- ④ ①から②に状況が変化したときの③の値を求めなさい。
- ⑤ ②で求めた第1財の最適消費量の変化を代替効果と所得効果に分解しなさい。
- ⑥ ①から②に状況が変化したとき、第1財についての消費者余剰の変化を求めなさい。  
なお、自然対数の微分の公式である $\frac{d \ln x}{dx} = \frac{1}{x}$ を用いてよい。

(2) 投資に関する以下の設問①、②に答えなさい。

- ① ある国の経済は国内の民間部門のみで成り立っており、生産を $Y$ 、消費を $C$ 、投資を $I$ とすると、以下のように示される。

$$Y = C + I$$

$$C = cY + \bar{C} \quad (0 < c < 1, \bar{C} > 0)$$

この国には、2種類の投資機会 L、H が、それぞれ $I_L$ 、 $I_H$ だけ存在している。これらの投資は収益のみが異なり、1単位の投資に対して、それぞれ $x_L = 0.1$ 、 $x_H = 0.3$ の実質収益が、翌年以降、永続的に得られるものとする。また、投資は限界効率理論に従うものとする。

このとき、以下の設問(i)、(ii)、(iii)に答えなさい。

- (i) 実質利子率 $r$ が、 $r = 0.05$ 、 $r = 0.4$ のときの生産 $Y$ をそれぞれ求めなさい。
- (ii) この経済における IS 曲線を図示しなさい。ただし、実質利子率 $r$ を縦軸に取り、IS 曲線の形状を定める数値を縦軸や横軸に書き入れること。
- (iii) この国の中央銀行が実質利子率を $r = 0.2$ に保つよう金融政策を運営しているとする。 $I_L$ か $I_H$ のどちらか一方が増加するとき、増加した投資のタイプに応じて、生産 $Y$ の変化はどのように異なるか説明しなさい。

- ② 企業の投資行動をより細かく分析するため、2 期間モデル( $t = 1, 2$ )で企業の最適な設備投資を考える。

ある企業は資本 $K_t$ のみを用いて生産を行い、その生産関数 $Y_t$ は以下のように示される。

$$Y_t = K_t$$

この企業は、第 1 期に所与の $K_1$ を用いて生産を行い、その売上の一部で投資 $I$ を行うものとする。投資は最終財を用いて行われ、最終財価格が常に 1 であるとする、各期の利潤 $\pi_t$ は以下のように示される。

$$\pi_1 = Y_1 - I - B(I, K_1)$$

$$\pi_2 = Y_2 + (1 - \delta)K_2$$

ここで、 $B(I, K_1)$ は投資の調整費用であり、以下のように示される。

$$B(I, K_1) = \frac{1}{2} \left( \frac{I}{K_1} - \delta \right)^2 K_1$$

また、 $\delta$  ( $0 < \delta < 1$ )は資本減耗率、 $\pi_2$ の最後の項 $(1 - \delta)K_2$ は残存資本の売却額である。

いま、利子率 $r$ が一定であるとする、企業価値を最大化する企業の投資決定問題は以下のように示される。

$$\max_{I, K_2} \pi_1 + \frac{\pi_2}{1+r} \quad \text{s.t.} \quad I = K_2 - (1 - \delta)K_1 \quad [1]$$

このとき、以下の設問(i)~(iv)に答えなさい。

- (i) 第 1 期の利潤 $\pi_1$ の式から、投資 $I$ の限界費用を導出しなさい。

- (ii) 最適な投資は、投資の限界価値と限界費用が等しくなるところで決まる。投資の限界価値を $q$ （「トービンの限界 $q$ 」と呼ぶ）とすると、この企業が投資を行う ( $I > 0$ となる) とき、 $q$ がどのような値を取るか説明しなさい。

- (iii) 式[1]を $K_2$ について最大化すると、最適条件として次の式[2]が得られる。

$$1 + \frac{I}{K_1} - \delta = \frac{1 + (1 - \delta)}{1 + r} \quad [2]$$

(ii)の結果と式[2]から、最適な投資が行われているときには、

$$q = \frac{1}{1+r} \frac{\pi_2}{K_2} \quad [3]$$

が満たされることを示しなさい。ただし、導出過程を記述すること。

- (iv) トービンの限界 $q$ が式[3]に一致することの意義を簡潔に説明しなさい。

## 財政学

次の(1)、(2)、(3)の問いに答えなさい。ただし、(1)及び(2)は答案用紙の表側に、(3)は答案用紙の裏側にそれぞれ解答しなさい。

- (1) 総需要が、消費 $C$ 、投資 $I$ 、政府支出 $G$ 、純輸出 $NX$ からなるマクロ経済の短期モデルを考える。消費 $C$ 、投資 $I$ は以下のように示される。

$$C = 20 + 0.6(Y - T)$$

$$I = 12 - 10r$$

ここで、 $Y$ は国民所得、 $T$ は税収、 $r$ は利子率を表す。政府支出 $G$ と税収 $T$ は独立であり、純輸出 $NX$ は海外の需要の変化のみによって変動するものとする。また、価格は一定であり、総生産は総需要によって決まるものとする。

このとき、以下の設問①～④に答えなさい。ただし、設問①、②、③において、利子率は $r = 0.2$ で一定であると仮定する。

- ① 政府が3兆円の政府支出増と2兆円の増税を同時に行うとき、国民所得の変化を求めなさい。
- ② 課税方法が、外生的なショックが引き起こす景気変動の安定化にどのように関わっているかについて考える。所得に対して一括固定税 $T$ を課す場合を選択肢 A、租税関数 $T = 15 + 0.1Y$ で示される税を課す場合を選択肢 B とする。純輸出 $NX$ の変動が引き起こす国民所得 $Y$ の変動をできるだけ安定化させる観点から、どちらの選択肢が優れているか、理由も含めて説明しなさい。ただし、当初の国民所得は選択肢 A、B いずれの場合でも同じであるとする。
- ③ 課税方法について、②の選択肢 B における租税関数 $T = 15 + 0.1Y$ を仮定する。 $G = 20$ 兆円、 $NX = 5$ 兆円であるとき、税収の所得弾力性を求めなさい。
- ④ 利子率は一定ではないと仮定する。また、 $T$ は一括固定税であるとする。貨幣市場を均衡させる国民所得 $Y$ と利子率 $r$ の組合せは以下のように示される。

$$0.2Y - 55r = 0$$

当初、 $G = 20$ 兆円、 $NX = 2$ 兆円、 $T = 20$ 兆円であった。純輸出 $NX$ が10兆円増加したとき、財市場と貨幣市場を同時に均衡させる利子率の変化を求めなさい。

(2) 同質な財を生産する企業 A、企業 B を考える。どちらの企業も市場においてプライス・テイカー（価格受容者）であり、財の価格は 50 で一定である。また、どちらの企業も、生産を行うことによって排水を出し、川の水を汚染し、もう一方の企業に対して水質を維持するための費用を発生させる。

企業 A の生産量を  $x_A$ 、企業 B の生産量を  $x_B$  とすると、企業 A の費用関数  $c_A$  及び企業 B の費用関数  $c_B$  は以下のように示される。

$$c_A = \frac{x_A^2}{2} + 10x_B$$

$$c_B = \frac{x_B^2}{2} + 5x_B + 10x_A$$

このとき、以下の設問①～⑤に答えなさい。

① 2 企業間で外部性に関して交渉が行われていないとき、企業 A の生産量  $x_A$  及び企業 B の生産量  $x_B$  を求めなさい。

② 2 企業間で外部性に関して交渉が行われ、生産者余剰（2 企業の利潤の合計）を最大にすることとした。交渉のための取引費用が一切かからないとき、企業 A の生産量  $x_A^*$  及び企業 B の生産量  $x_B^*$  を求めなさい。

③ 政府が、外部不経済を抑制して②の状況を実現するために、企業 A、企業 B による財の販売に同率  $t$  の従価税を課すとする。政府が設定すべき税率  $t$  を求めなさい。ただし、各企業は個別に利潤最大化を図るものとする。

④ 政府が、外部不経済を抑制して②の状況を実現するために、税を課すのではなく、生産権取引市場を創設するとする。総生産量  $X$  が政府によって決められ、これに対応する生産権  $X$  が取引市場で供給される。取引市場に参加する企業は企業 A と企業 B のみであり、どちらの企業も市場均衡で成立する価格  $p$  で生産権を購入し、個別に利潤最大化を図る。なお、取引市場で生産権を購入しなければ、企業は生産できない。

このとき、市場均衡で成立すべき条件を示した上で、政府が選択すべき総生産量  $X^*$  及び生産権の均衡価格  $p^*$  を求めなさい。

⑤ 総生産量が④で求めた  $X^*$  であるとき、企業 A の生産量  $x_A$  を横軸に取り、生産権購入にかかる費用も含む企業 A の限界費用曲線及び企業 A が購入する生産権量を図示しなさい。さらに、政府が  $X^*$  よりも大きい総生産量  $\bar{X}$  を選択したときの企業 A の限界費用曲線及び企業 A が購入する生産権量を同じ図の中に示しなさい。ただし、このときの生産権の均衡価格は正であるとする。

- (3) 2 財（私的財と公共財）を消費する個人*i*を考える。個人*i*が公共財を*G*単位、私的財を*x<sub>i</sub>*単位消費するとき、その効用*u<sub>i</sub>*は以下のように示される。

$$u_i = G^\alpha x_i^{1-\alpha}$$

ただし、 $0 < \alpha < 1$ である。

この公共財は政府が生産・供給しており、その単位費用（公共財 1 単位当たりの費用）は、公共財の数量*G*がどのような規模になっても 1 であると仮定する。したがって、政府が公共財に費やす金額（総費用）を*E*とすると、 $E = G$ となる。

この公共財の供給に必要な総費用*E*は、政府が個人に負担金（税）を課すことで調達している。この公共財の総費用( $E = G$ )に占める個人*i*の負担割合を $\theta_i$  ( $0 < \theta_i < 1$ )とすると、個人*i*の負担額（税額）は $\theta_i G$ と表される。このとき、私的財の価格を 1、個人*i*の所得を*M<sub>i</sub>*とすると、個人*i*の予算制約は以下のように導出できる。

$$x_i + \theta_i G = M_i$$

この表現から分かるように、個人*i*にとって $\theta_i$ は、私的財に対する公共財の（相対）価格とみなすことができる。

このとき、以下の設問①～⑩に答えなさい。

- ① 個人*i*が、所与の負担割合 $\theta_i$ と所得*M<sub>i</sub>*の下で効用最大化を図るとき、個人*i*の公共財の需要関数を $\theta_i$ 、*M<sub>i</sub>*及び $\alpha$ を用いて示しなさい。
- ② ①の需要関数を変形して、個人*i*の公共財に対する支払意思額を示しなさい。なお、ここでは「支払意思額」を「公共財を追加的に 1 単位消費するために個人*i*が最大限支払ってもよいと思う金額」という意味で用いている。また、所得*M<sub>i</sub>*が増加すると、支払意思額はどのように変化するか説明しなさい。

この経済に存在する個人は A、B の二人のみである ( $i = A, B$ ) と仮定し、リンダール均衡を考える。この経済のリンダール均衡は、政府が、個人 A と個人 B の公共財の需要量が等しくなるように、 $\theta_A + \theta_B = 1$ という制約の下、個人 A の負担割合 $\theta_A$ と個人 B の負担割合 $\theta_B$ を設定することで達成される。なお、これらの負担割合が設定される過程において、政府は各個人の公共財の需要を正確に把握できると仮定する。

- ③ このリンダール均衡における個人 A の負担割合 $\theta_A$ の値と個人 B の負担割合 $\theta_B$ の値を求めなさい。
- ④ このリンダール均衡における公共財の数量を求めなさい。

- ⑤ 公共財の最適供給条件（サミュエルソン条件）を一般的に示した上で、④の公共財の数量が最適であることを、①の解答を導出する際の一階の条件として負担割合 $\theta_i$ が何と等しくなるかに留意しながら説明しなさい。
- ⑥ 平均税率 $\tau_i$ を所得 $M_i$ に占める税額の比率 $(\tau_i = \frac{\theta_i G}{M_i})$ とする。③と④を利用して、リンダール均衡における平均税率 $\tau_i$ と所得 $M_i$ の関係を説明しなさい。
- ⑦ ⑥の平均税率と所得の関係は、18世紀のイギリスの経済学者が提唱した租税原則（の一部）に一致する。この経済学者の名前を答えなさい。
- ⑧ 標準的な租税論において、応益原則、応能原則とはそれぞれどのような原則であるか説明しなさい。
- ⑨ リンダール均衡における税負担は、応益原則と応能原則のどちらの原則に従うものであると考えられるか、⑤と同様に①の一階の条件に留意しながら説明しなさい。

ここで、改めて個人 $i$  ( $i = A, B$ ) の公共財の需要が以下の関数によって近似されると仮定する。

$$\ln G_i = \rho - \beta \ln \theta_i + \gamma \ln M_i$$

ここで、 $\beta$  ( $> 0$ ) は公共財需要の価格弾力性、 $\gamma$  ( $> 0$ ) は公共財需要の所得弾力性と解釈できる。

このとき、リンダール均衡における最適な公共財供給の下で、個人 $i$ の平均税率 $\tau_i$ の相対的な大きさは以下のように示される。

$$\frac{\tau_A}{\tau_B} = \left( \frac{M_A}{M_B} \right)^{\gamma - 1}$$

- ⑩ この表現から分かるように、二つの弾力性の関係が $\beta < \gamma$ となる場合、所得 $M_i$ が相対的に大きくなるほど、平均税率 $\tau_i$ も相対的に大きくなる。このことが応益原則と応能原則にどのような含意を持つか説明しなさい。

次の(1)、(2)、(3)の問いに答えなさい。ただし、(1)は答案用紙の表側に、(2)及び(3)は答案用紙の裏側にそれぞれ解答しなさい。

- (1) 最低所得保障（保証）がある個人の労働供給に与える影響について考える。この個人が消費 $c$ と余暇時間 $l$ から効用 $u$ を得るとき、無差別曲線は以下のように示される。

$$u = c^{0.5}l^{0.5}$$

この個人が全く働かない場合、最大 12 時間の余暇時間を得ることができる。一方、 $h$ 時間働くと、余暇時間は $l = 12 - h$ に減少する。また、この個人が時給 2(千円)で働くとする、 $h$ 時間働くことで、 $2h$ (千円)の労働所得を得ることができ、それを消費 $c$ に用いることができる。

このとき、以下の設問①～⑦に答えなさい。

- ① この個人の予算制約（消費=労働所得： $c = 2h$ ）から、予算線（消費 $c$ と余暇時間 $l$ の関係）を導出しなさい。
- ② この個人にとって最適な労働時間と消費をそれぞれ $h^*$ と $c^*$ で表す。効用最大化問題から、 $h^*$ と $c^*$ を求めなさい。解答だけでなく導出の過程も示すこと。
- ③ ②の最適な労働時間 $h^*$ と消費 $c^*$ 、予算線と無差別曲線の間を、縦軸に消費 $c$ 、横軸に余暇時間 $l$ を取り、図示しなさい。
- ④ ②の最適な労働時間 $h^*$ と消費 $c^*$ の下での効用 $u^*$ を求めなさい。
- ⑤ ④で求めた効用 $u^*$ を維持しつつ、予算制約を無視して最大の余暇時間（ $l = 12$ ）を得る状況を考える。このときの消費 $c$ を求めなさい。
- ⑥ ここで、政府が所得 8(千円)を保障すると仮定する。自ら働いて得た所得 $2h$ (千円)が最低保障所得8(千円)に満たない場合、その差額が給付されるとする。このときの予算線を縦軸に消費 $c$ 、横軸に余暇時間 $l$ を取り、図示しなさい。
- ⑦ 政府が所得 8(千円)を保障する場合、この個人にとって最適な労働時間 $h^*$ と消費 $c^*$ を求めなさい。また、最低所得保障がこの個人の労働供給に与える影響を説明しなさい（図を用いて説明してもよい）。

(2) 国際収支統計に関する以下の設問①～④に答えなさい。ただし、誤差脱漏は0であると仮定する。

① 経常収支が100、資本移転等収支が1のとき、金融収支を求めなさい。

② 「対外純資産の増加」は、経常収支、資本移転等収支、金融収支とどのように関係しているか説明しなさい。

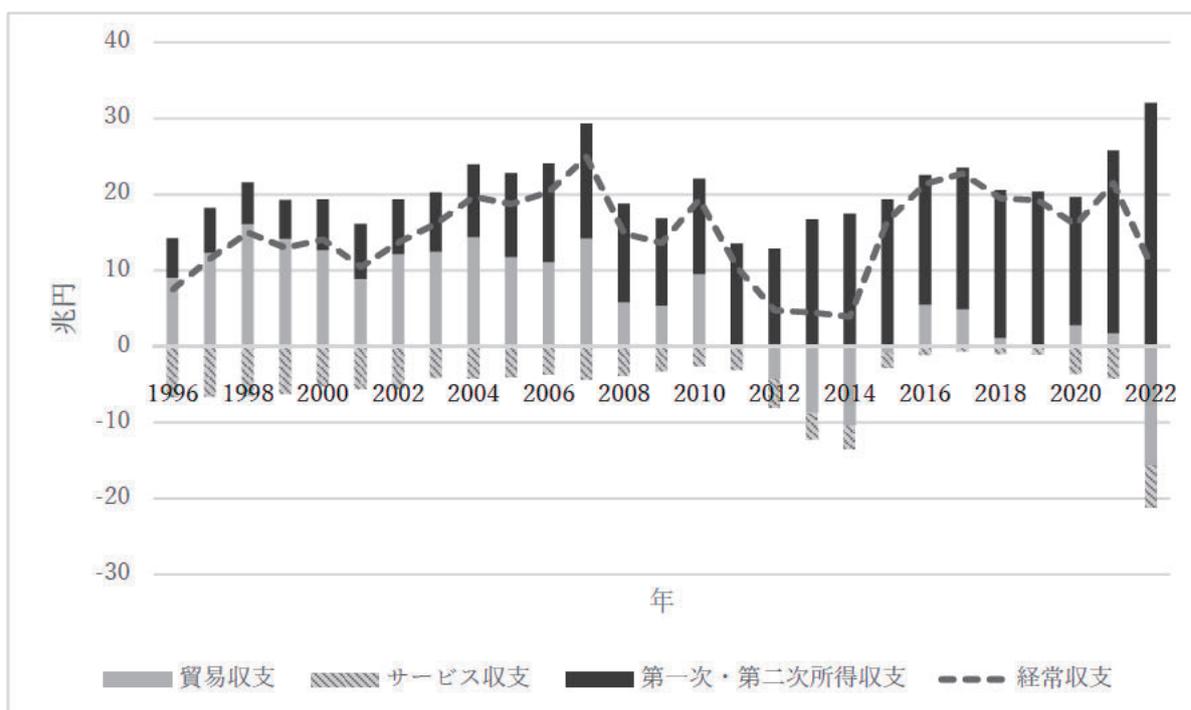
③ 小国開放経済のモデルを考える。 $r$ を実質利子率とすると、ある国の総貯蓄 $S$ 、総投資 $I$ は以下のように示される。

$$S = 100r$$

$$I = 900 - 200r$$

世界利子率 $r$ が4であるとき、この国の経常収支を求めなさい。なお、政府の経済活動は考慮しないものとする。

④ 以下のグラフは、1996年から2022年までの日本の経常収支とその内訳を示している。このグラフを参照しつつ、日本の経常収支の推移の特徴とその原因を6行程度で説明しなさい。



(財務省・日本銀行「国際収支統計」より作成)

(3) 為替レートに関する以下の設問①～④に答えなさい。なお、為替レートは自国通貨建てレートで表すものとする。

① 自国の物価水準を $P$ 、ある外国の物価水準を $P'$ 、実質為替レートを $\varepsilon$ で表す。購買力平価の考え方に基づいて、均衡名目為替レート $e^*$ を求めなさい。

② 日本の名目金利 $i$ が 1%、アメリカの名目金利 $i'$ が 5%、将来の期待名目為替レート $E[e]$ が 1 ドル=140 円であるとき、金利平価の考え方に基づいて、現在の名目為替レート $e$ を求めなさい。なお、解答は小数第一位を四捨五入して整数で答えること。

③ 自国の中央銀行がある時点で突然、名目貨幣量 $M$ を増加させ、その水準を維持するような金融政策を行った。物価水準 $P$ が徐々にしか変化しない場合、名目為替レート $e$ は時間を通じてどのように変化するか説明しなさい。必要ならば図を用いてもよい。

ただし、自国の名目金利 $i$ は貨幣市場の均衡条件である $\frac{M}{P} = L(Y, i)$ によって決定される。ここで、 $L(Y, i)$ は実質貨幣需要関数、 $Y$ は実質 GDP を表し、 $Y$ は一定であるとする。また、自国の政策は外国の政策当局に影響を与えないことを仮定する。

④ 純輸出額 (=輸出額-輸入額) に関する以下の A と B の 2 人の主張を踏まえて、あなたの意見を 5 行程度で述べなさい。

ただし、自国の物価水準 $P$ と外国の物価水準 $P'$ は一定であり、実質輸出量と実質輸入量は実質為替レート $\varepsilon$ のみに依存して決定されるものとする。

A 「名目為替レートが円高になると、外国で販売される自国財の価格が上昇して自国財への需要が減少する。輸入では逆の現象が起きる。したがって、円高になると純輸出は減少する。」

B 「名目為替レートが円高になると、外国で販売される自国財の価格が上昇して自国財の売上高が増加する。輸入では逆の現象が起きる。したがって、円高になると純輸出は増加する。」